

<p style="text-align: center;"> 中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第 18 号 </p> <p> 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018 年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自 2018 年 7 月 28 日起施行。2017 年 6 月 28 日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资产业指导目录（2017 年修订）》中的外商投资准入特别管理措施（外商投资准入负面清单）同时废止，鼓励外商投资产业目录继续执行。 </p> <p style="text-align: right;"> 国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟山 2018 年 6 月 28 日 </p> <p style="text-align: center;"> 外商投资准入特别管理措施（负面清单） （2018年版） 说明 </p> <p> 一、《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。 </p> <p> 二、《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后 will 按时取消或放宽其准入限制。 </p> <p> 三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。 </p> <p> 四、境外投资者不得投资《外商投资准入负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《外商投资准入负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。 </p>	<p style="text-align: center;"> 中華人民共和國國家發展改革委員會 中華人民共和國商務部 令 第 18 号 </p> <p> 《外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）》は、すでに中国共産党中央委員会・國務院の同意を経たため、ここに公布し、2018 年 7 月 28 日より施行する。2017 年 6 月 28 日に国家發展改革委員會・商務部が公布した《外商投資産業指導目録（2017 年改正）》内の外商投資參入特別管理措置（外商投資參入ネガティブリスト）は同時に廃止し、奨励外商投資産業目録は繼續して執行する。 </p> <p style="text-align: right;"> 国家發展改革委員會主任：何立峰 商務部部長：鐘山 2018 年 6 月 28 日 </p> <p style="text-align: center;"> 外商投資參入特別管理措置 （ネガティブリスト）（2018 年版） 說明 </p> <p> 一、《外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）》（以下《外商投資參入ネガティブリスト》）は、出資要求・高級管理人員要求などの外商投資參入方面における特別管理措置を統一的に列挙している。《外商投資參入ネガティブリスト》以外の分野は、内外資一致原則に基づき管理を実施する。 </p> <p> 二、《外商投資參入ネガティブリスト》は、一部の分野について參入制限の取消あるいは緩和の移行期間を列挙しており、移行期間の満了後は、期日通りにその參入制限を取り消すあるいは緩和する。 </p> <p> 三、国外投資家は、個人工商業者・個人獨資企業の投資家・農民専門合作社メンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。 </p> <p> 四、国外投資家は、《外商投資參入ネガティブリスト》内の外商投資を禁止する分野に投資してはならない：《外商投資參入ネガティブリスト》内の禁止していない投資分野への投資は、必ず外資參入許可を取 </p>
---	---

<p>五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。</p> <p>六、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。</p> <p>八、《外商投资准入负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>得しなければならない；出資比率要求のある分野への投資は、外商投資パートナー企業を設立してはならない。</p> <p>五、国内の会社・企業あるいは自然人が国外で合法的に設立したあるいは支配する会社により、その関連関係を有する国内会社を合併・買収し、外商投資プロジェクトおよび企業の設立並びに変更事項に関わる場合、現行の規定に基づき行う。</p> <p>六、《外商投資参入ネガティブリスト》内に列挙されていない文化・金融などの分野の行政審査批准・資質条件・国家安全などに関わる措置は、現行の規定に基づき執行する。</p> <p>七、《中国本土および香港のさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《中国本土およびマカオのさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《海峡两岸の経済協力の枠組協議》およびその後続協議・我が国が関連国家と締結した自由貿易区協議および投資協定・我が国が参加している国際条約に条件に合致する投資家に対してさらに優遇的開放措置がある場合、関連協議あるいは協定の規定に基づき執行する。自由貿易試験区などの特殊経済区域において条件に合致する投資家に対してさらに優遇的開放措置を実施している場合、関連規定に基づき執行する。</p> <p>八、《外商投資参入ネガティブリスト》は、国家發展改革委員会・商務部が関連部門と共同で解釈の責を負う。</p>
--	--

外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2018年版）
 外商投資參入特別管理措施（ネガティブリスト）（2018年版）

序号 (番号)	领域 (分野)	特別管理措施	特別管理措施 (日本語参考訳)
一、农、林、牧、渔业 一、農業・林業・牧畜業・漁業			
(一)	种业 種子業	1. 小麦、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。 2. 禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。 3. 禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。	1. 小麦・とうもろこしの新品種の選択育成及び種子の生産は、必ず中国側の持分支配でなければならない。 2. 中国の希少且つ特有な貴重・優良品種の研究開発・養殖・栽培及び関連繁殖材料の生産（栽培業・牧畜業・水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止。 3. 農作物、繁殖用の家畜・家禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選択育成及びその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止。
(二)	渔业 漁業	4. 禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。	4. 中国管轄海域及び内陸水域の水産品漁獲への投資を禁止。
二、采矿业 二、採掘業			
(三)	石油和天然气开采业 石油及び天然ガスの採掘業	5. 石油、天然气（含煤层气，油页岩，油砂，页岩气等除外）的勘探、开发限于合资、合作。	5. 石油・天然ガス（炭層メタンガスを含むが、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を除く）の探査・開発は、合弁・合作に限定。
(四)	有色金属矿和非金属矿采选及开采辅助活动 非鉄金属鉱物及び非金属鉱物の採掘及び採掘補助活動	6. 禁止投资钨、钼、锡、锑、萤石勘查、开采。 7. 禁止投资稀土勘查、开采及选矿。 8. 禁止投资放射性矿产勘查、开采及选矿。	6. タングステン・モリブデン・錫・アンチモン・螢石の探査・採掘への投資を禁止。 7. レアアースの探査・採掘及び選鉱への投資を禁止。 8. 放射性鉱物の探査・採掘・選鉱への投資を禁止。
三、制造业 三、製造業			
(五)	印刷业 印刷業	9. 出版物印刷须由中方控股。	9. 出版物の印刷は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(六)	核燃料及核辐射加工业 核燃料および核放射・加工業	10. 禁止投资放射性矿产冶炼、加工，核燃料生产。	10. 放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産への投資を禁止。
(七)	中药饮片加工及中成药生产 漢方煎じ薬の加工及び漢方薬生産	11. 禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煨等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。	11. 漢方煎じ薬の蒸す・炒める・炙・焼成等の調製技術の応用及び漢方薬の秘伝処方製品の生産への投資を禁止。
(八)	汽车制造业 自動車製造業	12. 除专用车、新能源汽车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2020年取消商用车制造外资股比限制。2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）	12. 特殊用途自動車・新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の出資比率は50%を下回らず、同一の外国企業は国内で2社及び2社以下の同種の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2020年に商用車製造の外資出資比率の制限を取り消す。2022年に乗用車製造の外資出資比率の制限、および同一の外国企業に対する同種の完成車製品を生産する合弁企業の設立は国内で2社までとの制限を取り消す）
(九)	通信设备制造 通信設備製造	13. 卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。	13. 衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要部品の生産。
(十)	其他制造业 その他製造業	14. 禁止投资宣纸、墨锭生产。	14. 画仙紙、墨の生産への投資を禁止。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业 四、電力・熱エネルギー・ガス及び水の生産・供給業			
(十一)	核力发电 原子力発電	15. 核电站的建设、经营须由中方控股。	15. 原子力発電所の建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(十二)	管网设施 配管設備	16. 城市人口50万以上的城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营须由中方控股。	16. 都市人口50万以上の都市ガス・熱エネルギー及び供水・排水パイプラインの建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
五、批发和零售业 五、卸売及び小売業			
(十三)	烟草制品 タバコ製品	17. 禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。	17. 葉タバコ・巻タバコ・再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売・小売への投資を禁止。
六、交通运输、仓储和邮政业 六、交通運輸・倉庫保管及び郵政業			
(十四)	水上运输业 水上運輸業	18. 国内水上运输公司须由中方控股。 19. 国内船舶代理公司须由中方控股。	18. 国内の水上運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。 19. 国内の船舶代理会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(十五)	航空客货运输 航空貨客運輸	20. 公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。	20. 公共航空運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。且つ一つの外国企業及びその関連企業の投資比率は25%を超えてはならず、法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。
(十六)	通用航空服务 汎用航空サービス	21. 通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。	21. 汎用航空会社の法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。このうち農業・林業・漁業の汎用航空会社は合弁に限定し、その他の汎用航空会社は中国側の持分支配に限定。
(十七)	机场和空中交通管理 空港及び航空交通管理	22. 民用机场的建设、经营须由中方相对控股。 23. 禁止投资空中交通管制。	22. 民間用空港の建設・経営は、必ず中国側の相対持分支配でなければならない。 23. 航空交通管制への投資を禁止。
(十八)	邮政业 郵政業	24. 禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。	24. 郵政企業・郵便物の国内速達業務への投資を禁止。
七、信息传输、软件和信息技术服务业 七、情報配信・ソフトウェア及び情報技術サービス業			

(十九)	電信 電信	25. 电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务除外），基础电信业务须由中方控股。	25. 電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限定、付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えず（電子商取引を除く）、基礎電信業務は必ず中国側の持分支配でなければならない。
(二十)	インターネット及相关サービス インターネット及び関連サービス	26. 禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。	26. インターネット報道情報サービス・インターネット出版サービス・インターネット視聴番組サービス・インターネット文化経営（音楽を除く）・インターネット公衆情報公布サービスへの投資を禁止（上述のサービスの内、中国がWTO加盟時にすでに開放を承諾した内容を除く）。
八、金融業 八、金融業			
(二十一)	資本市場サービス 資本市場サービス	27. 証券公司の外資股比不超过51%，証券投資基金管理公司の外資股比不超过51%。（2021年取消外資股比限制） 28. 期貨公司の外資股比不超过51%。（2021年取消外資股比限制）	27. 証券会社の外資出資比率は51%を超えず、証券投資ファンド管理会社の外資出資比率は51%を超えないこと。（2021年に外資出資比率の制限を取り消す） 28. 先物会社の外資出資比率は51%を超えないこと。（2021年に外資出資比率の制限を取り消す）
(二十二)	保険業 保険業	29. 壽險公司の外資股比不超过51%。（2021年取消外資股比限制）	29. 生命保險会社の外資出資比率は51%を超えないこと。（2021年に外資出資比率の制限を取り消す）
九、租賃和商務服務業 九、リース及びビジネスサービス業			
(二十三)	法律服務 法律サービス	30. 禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。	30. 中国の法律事務への投資を禁止し（中国の法律環境に影響する情報の提供を除く）、国内弁護士事務所のパートナーになってはならない。
(二十四)	諮詢与調查 コンサルティング及び調査	31. 市場調查限于合資、合作，其中广播电视收听、收视調查須由中方控股。 32. 禁止投资社会調查。	31. 市場調査は合弁・合作に限定し、このうちラジオ・テレビの視聴率調査は必ず中国側の持分支配でなければならない。 32. 社会調査への投資を禁止。
十、科學研究和技术服務業 十、科學研究及び技術サービス業			
(二十五)	研究和試驗發展 研究および実験の發展	33. 禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。 34. 禁止投资人文社会科学研究机构。	33. 人体幹細胞・遺伝子診断及び治療技術の開発及び応用への投資を禁止。 34. 人文社会科学研究機関への投資を禁止。
(二十六)	專業技術服務業 専門技術サービス業	35. 禁止投资大地測量、海洋測繪、測繪航空攝影、地面移动測量、行政区域界線測繪，地形圖、世界政区地圖、全国政区地圖、省級及以下政区地圖、全国性教學地圖、地方性教學地圖、真三维地圖和導航電子地圖編制，区域性的地質填圖、矿产地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、遙感地質等調查。	35. 大地の測量・海洋の測量作図・測量作図航空撮影・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図・地形図・世界行政区地図・全国行政区地図・省級及びそれ以下の行政区地図・全国教學地圖・地方教學地圖・3D地圖及びナビゲーション電子地圖の編制、地域性的地質調査圖・鉱物地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止。
十一、水利、環境和公共設施管理業 十一、水利・環境及び公共施設管理業			
(二十七)	野生動物植物保護 野生動物植物の保護	36. 禁止投资国家保护的产于中国的野生动植物资源开发。	36. 国家が保護する中国原産の野生動物植物資源の開発への投資を禁止。
十二、教育 十二、教育			
(二十八)	教育 教育	37. 學前、普通高中和高等教育機構限于中外合作办学，須由中方主导（校長或者主要行政負責人应当具有中国國籍，理事会、董事會或者聯合管理委員會的中方組成人員不得少於1/2）。 38. 禁止投资义务教育机构、宗教教育機構。	37. 就學前・普通高校及び高等教育機構は、中外合作による學校運営に限定し、必ず中国主導でなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国國籍を有していなければならない、理事会・董事会もしくは聯合管理委員會の中国側メンバーは1/2を下回ってはならない） 38. 義務教育機構・宗教教育機構への投資を禁止。
十三、衛生和社会工作 十三、衛生及び社会業務			
(二十九)	衛生 衛生	39. 醫療機構限于合資、合作。	39. 医療機構は合弁・合作に限定。
十四、文化、体育和娛樂業 十四、文化・スポーツ及び娛樂業			
(三十)	新聞出版 報道出版	40. 禁止投资新聞機構（包括但不限於通訊社）。 41. 禁止投资圖書、報紙、期刊、音像制品和電子出版物的編輯、出版、制作業務。	40. 報道機構（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止。 41. 図書、新聞、定期刊行物、音声・映像製品及び電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止。
(三十一)	廣播電視播出、傳輸、制作、經營 ラジオ・テレビの放送、配信、制作、経営	42. 禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。 43. 禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。	42. 各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波中継ステーション、モニタリング局及び有線ラジオテレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務及び衛星テレビ・ラジオ地上受信設備の設置サービスへの従事を禁止。 43. ラジオ・テレビ番組の制作経営（導入業務を含む）会社への投資を禁止。
(三十二)	電影制作、發行、放映 映画の製作・配給・放映	44. 電影院建設、經營須由中方控股。 45. 禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。	44. 映画館の建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。 45. 映画制作会社・配給会社・映画館チェーン会社及び映画誘致業務への投資を禁止。
(三十三)	文物保護 文化財の保護	46. 禁止投资文物拍賣的拍賣公司、文物商店和国有文物博物館。	46. 文化財競売の競売会社・骨董品店及び国有文化財の博物館への投資を禁止。
(三十四)	文化娛樂 文化・娛樂	47. 演出經紀機構須由中方控股。 48. 禁止投资文艺表演团体。	47. 公演代理機構は、必ず中国側の持分支配でなければならない。 48. 文芸公演団体への投資を禁止。

<p style="text-align: center;"> 中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第 19 号 </p> <p> 《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自2018年7月30日起施行。2017年6月5日国务院办公厅印发的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）》同时废止。 </p> <p style="text-align: right;"> 国家发展和改革委员会主任：何立峰 商务部部长：钟山 2018年6月30日 </p> <p style="text-align: center;"> 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施 （负面清单）（2018年版） 说明 </p> <p> 一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施，适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。 </p> <p> 二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。 </p> <p> 三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。 </p> <p> 四、境外投资者不得投资《自贸试验区负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《自贸试验区负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股比要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。 </p>	<p style="text-align: center;"> 中華人民共和國國家發展改革委員會 中華人民共和國商務部 令 第 19 号 </p> <p> 《自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）》は、すでに中国共産党中央委員会・國務院の同意を経たため、ここに公布し、2018年7月30日より施行する。2017年6月5日に國務院弁公庁が印刷・公布した《自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）》は、同時に廃止する。 </p> <p style="text-align: right;"> 国家發展改革委员会主任：何立峰 商務部部长：鐘山 2018年6月30日 </p> <p style="text-align: center;"> 自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置 （ネガティブリスト）（2018年版） 說明 </p> <p> 一、《自由貿易試驗區外商投資參入特別管理措置（ネガティブリスト）》（以下《自貿試驗區ネガティブリスト》）は、出資要求・高級管理人員要求などの外商投資參入方面における特別管理措置を統一的に列挙しており、自由貿易試驗區に適用する。《自貿試驗區ネガティブリスト》以外の分野は、内外資一致原則に基づき管理を実施する。 </p> <p> 二、《自貿試驗區ネガティブリスト》は、一部の分野について参入制限の取消あるいは緩和の移行期間を列挙しており、移行期間の満了後は、期日通りにその参入制限を取り消すあるいは緩和する。 </p> <p> 三、国外投資家は、個人工商業者・個人獨資企業の投資家・農民専門合作社メンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。 </p> <p> 四、国外投資家は、《自貿試驗區ネガティブリスト》内の外商投資を禁止する分野に投資してはならない；《自貿試驗區ネガティブリスト》内の禁止していない投資分野への投資は、必ず外資参入許可を取得しなければならない；出資比率要求のある分 </p>
---	--

<p>五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。</p> <p>六、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。</p> <p>八、《自贸试验区负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>野への投資は、外商投資パートナー企業を設立してはならない。</p> <p>五、国内の会社・企業あるいは自然人が国外で合法的に設立したあるいは支配する会社により、その関連関係を有する国内会社を合併・買収し、外商投資プロジェクトおよび企業の設立並びに変更事項に関わる場合、現行の規定に基づき行う。</p> <p>六、《自贸试验区ネガティブリスト》内に列挙されていない文化・金融などの分野の行政審査批准・資質条件・国家安全などに関わる措置は、現行の規定に基づき執行する。</p> <p>七、《中国本土および香港のさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《中国本土およびマカオのさらに緊密な経済・貿易関係構築に関する手配》およびその後続協議・《海峡两岸の経済協力の枠組協議》およびその後続協議・我が国が関連国家と締結した自由貿易区協議および投資協定・我が国が参加している国際条約に条件に合致する投資家に対してさらに優遇的開放措置がある場合、関連協議あるいは協定の規定に基づき執行する。</p> <p>八、《自贸试验区ネガティブリスト》は、国家发展改革委・商務部が関連部門と共同で解釈の責を負う。</p>
--	--

自由貿易試験区外商投資准入特別管理措施（负面清單）（2018年版）
自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）

序号 (番号)	领域 (分野)	特別管理措施	特別管理措置 (日本語参考訳)
一、农、林、牧、渔业 一、農業・林業・牧畜業・漁業			
(一)	种业 種子業	1. 小麦、玉米新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%。 2. 禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。 3. 禁止投资农作物、种畜禽、水产种质转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。	1. 小麦・とうもろこしの新品種の選育育成及び種子生産の中国側の出資比率は34%を下回らないこと。 2. 中国の希少且つ特有な貴重・優良品種の研究開発・養殖・栽培及び関連繁殖材料の生産（栽培業・牧畜業・水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止。 3. 農作物、繁殖用の家畜・家禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選育育成及びその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止。
(二)	渔业 漁業	4. 禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。	4. 中国管轄海域及び内陸水域の水産品漁獲への投資を禁止。
二、采矿业 二、採掘業			
(三)	有色金属矿和非金属矿采选及开采辅助活动 非鉄金属鉱物及び非金属鉱物の採掘及び採掘補助活動	5. 禁止投资钨、钼、锡、锑、萤石勘查、开采。 6. 禁止投资稀土勘查、开采及选矿。（未经允许，禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。） 7. 禁止投资放射性矿产勘查、开采及选矿。	5. タングステン・モリブデン・錫・アンチモン・螢石の探査・採掘への投資を禁止。 6. レアアースの探査・採掘及び選鉱への投資を禁止。（許可を経ていないレアアース鉱区への進入もしくは鉱山地質資料・鉱石サンプル及び生産工程技術の取得を禁止。） 7. 放射性鉱物の探査・採掘・選鉱への投資を禁止。
三、制造业 三、製造業			
(四)	印刷业 印刷業	8. 出版物印刷须由中方控股。	8. 出版物の印刷は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(五)	中药饮片加工及中成药生产 漢方煎じ薬の加工及び漢方薬生産	9. 禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煨等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。	9. 漢方煎じ薬の蒸す・炒める・灸・焼成等の調製技術の応用及び漢方薬の秘伝処方製品の生産への投資を禁止。
(六)	汽车制造业 自動車製造業	10. 除专用车、新能源汽车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2020年取消商用车制造外资股比限制；2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）	10. 特殊用途自動車・新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の出資比率は50%を下回らず、同一の外国企業は国内で2社及び2社以下の同種の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2020年に商用車製造の外資出資比率の制限を取り消す。2022年に乗用車製造の外資出資比率の制限、および同一の外国企業に対する同種の完成車製品を生産する合弁企業の設立は国内で2社までとの制限を取り消す）
(七)	通信设备制造 通信設備製造	11. 卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。	11. 衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要部品の生産。
(八)	其他制造业 その他製造業	12. 禁止投资宣纸、墨锭生产。	12. 画仙紙、墨の生産への投資を禁止。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业 四、電力・熱エネルギー・ガス及び水の生産・供給業			
(九)	核力发电 原子力発電	13. 核电站的建设、经营须由中方控股。	13. 原子力発電所の建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(十)	管网设施 配管設備	14. 城市人口50万以上的城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营须由中方控股。	14. 都市人口50万以上の都市ガス・熱エネルギー及び供水・排水パイプラインの建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
五、批发和零售业 五、卸売及び小売業			
(十一)	烟草制品 タバコ製品	15. 禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。	15. 葉タバコ・巻タバコ・再乾燥葉タバコ及びその他のタバコ製品の卸売・小売への投資を禁止。
六、交通运输、仓储和邮政业 六、交通運輸・倉庫保管及び郵政業			
(十二)	水上运输业 水上運輸業	16. 国内水上运输公司须由中方控股。（且不得经营或租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营国内水路运输业务及其辅助业务；水路运输经营者不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务，但经中国政府批准，在国内没有能够满足所申请运输要求的中国籍船舶，并且船舶停靠的港口或者水域为对外开放的港口或者水域的情况下，水路运输经营者可以在中国政府规定的期限或者航次内，临时使用外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航。） 17. 国内船舶代理公司须由中方控股。	16. 国内の水上運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。（且つ中国籍の船舶もしくは船腹の経営あるいはチャーター等の方式で形態を変えて国内水路運輸業務及びその補助業務を經營してはならない；水路運輸經營者は外国籍の船舶を使用して国内水路運輸業務を經營してはならないが、中国政府の批准を経て、国内に運輸申請の要求を充足することができる中国籍の船舶がなく、且つ船舶が停泊する港湾もしくは水域が対外開放の港湾もしくは水域である場合、水路運輸經營者は中国政府が規定する期限もしくは運行数内で外国籍の船舶を臨時で使用して中国港湾間の海上運輸及び曳航を經營することができる。） 17. 国内の船舶代理会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(十三)	航空客货运输 航空貨客運輸	18. 公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。（只有中国公共航空运输企业才能经营国内航空服务，并作为中国指定承运人提供定期和不定期国际航空服务。）	18. 公共航空運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない、且つ同一の外国企業及びその関連企業の投資比率は25%を超えてはならず、法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない。（中国公共航空運輸企業に限り、国内航空サービスを經營し、中国指定輸送業者として定期及び不定期の国際航空サービスを提供することができる。）
(十四)	通用航空服务 汎用航空サービス	19. 通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。	19. 汎用航空会社の法定代表人は必ず中国籍公民が務めなければならない、このうち農業・林業・漁業の汎用航空会社は合弁に限定し、その他の汎用航空会社は中国側の持分支配に限定。
(十五)	机场和空中交通管理 空港及び航空交通管理	20. 民用机场的建设、经营须由中方相对控股。 21. 禁止投资空中交通管制。	20. 民間空港の建設・経営は、必ず中国側の相対持分支配でなければならない。 21. 航空交通管制への投資を禁止。
(十六)	邮政业 郵政業	22. 禁止投资邮政公司（和经营邮政服务）、信件的国内快递业务。	22. 郵政企業（及び郵政サービスの経営）・郵便物の国内速達業務への投資を禁止。
七、信息传输、软件和信息技术服务业 七、情報通信・ソフトウェア及び情報技術サービス業			

(十七)	電信 電信	23. 電信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务除外），基础电信业务须由中方控股（且经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司）。上海自贸试验区原有区域（28.8平方公里）试点政策推广至所有自贸试验区执行。	23. 電信会社：中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限定、付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えず（電子商取引を除く）、基礎電信業務は必ず中国側の持分支配でなければならない（且つ経営者は必ず法に基づき設立した専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない）。上海自貿試験区の旧エリア（28.8km ² ）の試行政策は、すべての自貿試験区に普及させて執行する。
(十八)	インターネット及相关服务 インターネット及び関連サービス	24. 禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。	24. インターネット報道情報サービス・インターネット出版サービス・インターネット視聴番組サービス・インターネット文化経営（音楽を除く）・インターネット公衆情報公布サービスへの投資を禁止（上述のサービスの内、中国がWTO加盟時にすでに開放を承諾した内容を除く）。
八、金融業 八、金融業			
(十九)	资本市场服务 資本市場サービス	25. 证券公司的外资股比不超过51%，证券投资基金管理公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制） 26. 期货公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）	25. 証券会社の外資出資比率は51%を超えず、証券投資ファンド管理会社の外資出資比率は51%を超えないこと。（2021年に外資出資比率の制限を取り消す） 26. 先物会社の外資出資比率は51%を超えないこと。（2021年に外資出資比率の制限を取り消す）
(二十)	保险业 保険業	27. 寿险公司的外资股比不超过51%。（2021年取消外资股比限制）	27. 生命保険会社の外資出資比率は51%を超えないこと。（2021年に外資出資比率の制限を取り消す）
九、租赁和商务服务业 九、リース及びビジネスサービス業			
(二十一)	法律服务 法律サービス	28. 禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。（外国律师事务所只能以代表机构的方式进入中国，且不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员不得为当事人提供法律服务；如在华设立代表机构、派驻代表，须经中国司法行政部门许可。）	28. 中国の法律事務所への投資を禁止し（中国の法律環境に影響する情報の提供を除く）、国内弁護士事務所のパートナーになることはならない。（外国弁護士事務所は代表機構の方式でのみ中国に進出することができ、且つ中国の業務執行弁護士を雇用してはならず、雇用する補助人員は当事者に法律サービスを提供してはならない；中国における代表機構の設立、代表の派遣・駐在は、必ず中国司法行政部門の許可を経なければならない。）
(二十二)	咨询与调查 コンサルティング及び調査	29. 市场调查限于合资、合作，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。 30. 禁止投资社会调查。	29. 市場調査は合弁・合作に限定し、このうちラジオ・テレビの視聴率調査は必ず中国側の持分支配でなければならない。 30. 社会調査への投資を禁止。
十、科学研究和技术服务业 十、科学研究及び技術サービス業			
(二十三)	研究和试验发展 研究および実験の発展	31. 禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。 32. 禁止投资人文社会科学研究机构。	31. 人体幹細胞・遺伝子診断及び治療技術の開発及び応用への投資を禁止。 32. 人文社会科学研究機関への投資を禁止。
(二十四)	专业技术服务业 専門技術サービス業	33. 禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查。	33. 大地の測量・海洋の測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図・地形図・世界政区地図・全国行政区地図・省級及びそれ以下の行政区地図・全国教学地図・地方教学地図・3D地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域性の地質調査図・鉱物地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止。
十一、水利、环境和公共设施管理业 十一、水利・環境及び公共施設管理業			
(二十五)	野生动植物保护 野生動物の保護	34. 禁止投资国家保护的原产于中国的野生动植物资源开发。	34. 国家が保護する中国原産の野生動物資源の開発への投資を禁止。
十二、教育 十二、教育			
(二十六)	教育 教育	35. 学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍（且在中国境内定居），理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。（外国教育机构、其他组织或者个人不得单独设立以中国公民为主要招生对象的学校及其他教育机构（不包括非学制类职业技能培训），但是外国教育机构可以同中国教育机构合作举办以中国公民为主要招生对象的教育机构。） 36. 禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。	35. 就学前・普通高校及び高等教育機関は、中外合作による学校運営に限定し、必ず中国側主導でなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有していなければならない（且つ中国国内に定住）、理事会・董事会もしくは連合管理委員会の中国側メンバーは1/2を下回ってはならない）。（外国教育機関・その他の組織もしくは個人は、単独で中国公民を主要な募集対象とする学校及びその他の教育機関を設立してはならないが（非学制類の職業技能研修を含まない）、外国教育機関は中国教育機関との合作により中国公民を主要な募集対象とする教育機関を運営することができる。） 36. 義務教育機関・宗教教育機関への投資を禁止。
十三、卫生和社会工作 十三、衛生及び社会業務			
(二十七)	卫生 衛生	37. 医疗机构限于合资、合作。	37. 医療機関は合弁・合作に限定。
十四、文化、体育和娱乐业 十四、文化・スポーツ及び娯楽業			
(二十八)	新闻出版 報道出版	38. 禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。（外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经中国政府批准。外国通讯社在中国境内提供新闻的服务业务须由中国政府审批。中外新闻机构业务合作，须中方主导，且须经中国政府批准。） 39. 禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。（但经中国政府批准，在确保合作中方的经营主导权和内容终审权并遵守中国政府批复的其他条件下，中外出版单位可进行新闻出版中外合作出版项目。未经中国政府批准，禁止在中国境内提供金融信息服务。）	38. 報道機関（通信社を含むがこれに限らない）への投資を禁止。（外国報道機関が中国国内で常駐報道機関を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、必ず中国政府の批准を経なければならない。外国通信社の中国国内におけるニュース提供サービス業務は、必ず中国政府の審査批准を経なければならない。中外報道機関の業務提携は必ず中国側主導でなければならない、且つ中国政府の批准を経なければならない。） 39. 図書、新聞、定期刊行物、音声・映像製品及び電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止。（ただし、中国政府の批准を経て、提携する中国側の経営主導権及び内容の最終審査権を保証且つ中国政府が批准回答したその他条件を遵守する場合、中外出版単位は報道出版中外合作出版プロジェクトを行うことができる。中国政府の批准を経ない中国国内での金融情報サービスの提供を禁止。）
(二十九)	广播电视播出、传输、制作、经营 ラジオ・テレビの放送、配信、制作、経営	40. 禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。（对境外卫星频道落地实行审批制度。） 41. 禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。（引进境外影视剧和以卫星传送方式引进其他境外电视节目由广电总局指定的单位申报。对中外合作制作电视剧（含电视动画片）实行许可制度。）	40. 各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星受信の中継ステーション、マイクロ波中継ステーション、モニタリング局及び有線ラジオテレビ放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務及び衛星テレビ・ラジオ地上受信設備の設置サービスへの従事を禁止。（国外衛星チャンネルに対して審査批准制度を施行する。） 41. ラジオ・テレビ番組の制作経営（導入業務を含む）会社への投資を禁止。（国外映画・テレビドラマの導入及び衛星配信方式によるその他の国外テレビ番組の導入は、報道出版ラジオ・テレビ総局が指定する単位により申告する。中外合作によるテレビドラマ（テレビアニメを含む）の制作に対して許可制度を施行する。）

(三十)	电影制作、发行、放映 映画の製作・配給・放映	42. 电影院建设、经营须由中方控股。(放映电影片, 应当符合中国政府规定的国产电影片与进口电影片放映的时间比例。放映单位年放映国产电影片的时间不得低于年放映电影片时间总和的2/3。) 43. 禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。(但经批准, 允许中外企业合作摄制电影。)	42. 映画館の建設・経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。(映画の放映は、中国政府が規定する国産映画及び輸入映画の放映時間の比率に合致しなければならない。放映単位による国産映画の年間放映時間は、年間映画放映合計時間の2/3を下回ってはならない。) 43. 映画制作会社・配給会社・映画館チェーン会社及び映画導入業務への投資を禁止。(ただし、批准を経た中外企業提携による映画撮影・制作を許可。)
(三十一)	文物保护 文化財の保護	44. 禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。(禁止不可移动文物及国家禁止出境的文物转让、抵押、出租给外国人。禁止设立与经营非物质文化遗产调查机构; 境外组织或个人在中国境内进行非物质文化遗产调查和考古调查、勘探、发掘, 应采取与中国合作的形式并经专门审批许可。) 45. 文艺表演团体须由中方控股。	44. 文化財競売の競売会社・骨董品店及び国有文化財の博物館への投資を禁止。(移動不可の文化財及び国家が出国を禁止する文化財の外国人への譲渡・抵当・貸出を禁止。無形文化遺産調査機構の設立及び経営を禁止; 国外組織もしくは個人の中国国内における無形文化遺産の調査及び考古調査・探査・発掘の実施は、中国との合作形式を探り且つ専門の審査批准・許可を経なければならない。) 45. 文芸公演団体は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(三十二)	文化娱乐 文化・娯楽	45. 文艺表演团体须由中方控股。	45. 文芸公演団体は、必ず中国側の持分支配でなければならない。